

【舞鶴市】

制度名	制定年月	対象者の要件	内容
舞鶴市働く場の創出企業立地促進条例	H18.6	<ul style="list-style-type: none"> ○舞鶴市内での立地（新設及び増設） ○製造業等 ○適地への新設及び増設 ○土地を除く投下固定資産額等 1 億円超（市内既存企業は、5,000 万円超） ○地元新規雇用者数 3 人以上 	<u>働く場の創出補助金</u> ○新規地元雇用者数の区分に応じ、それぞれ定める補助基準額を乗じた額（立地後 3 年間） (1) 新規地元雇用者数：6 人未満 新規地元雇用者数 × 60 万円 (2) 新規地元雇用者数：6 人以上 10 人未満 新規地元雇用者数 × 80 万円 (3) 新規地元雇用者数：10 人以上 新規地元雇用者数 × 100 万円 ※新規地元雇用者の年収により補助基準額の減額あり
			<u>企業立地補助金</u> ○投下固定資産額等の総額の区分に応じ、それぞれ定める補助率を乗じた額 (1) 1 億円以上 2 億円未満 投下固定資産額等 × 3 % (2) 2 億円以上 3 億円未満 投下固定資産額等 × 4 % (3) 3 億円以上 投下固定資産額等 × 5 % ※用地取得を伴う場合は、取得価格の区分に応じ、それぞれ定める率を上記補助率に加算 (1) 1 億以上 5 億未満 : 2 % (2) 5 億以上 10 億未満 : 3 % (3) 10 億以上 20 億未満 : 4 % (4) 20 億円以上 : 5 %
			○限度額 5 億円（働く場の創出補助金と企業立地補助金とを併せた限度額）
舞鶴市企業進出促進融資制度要綱	H2.7	<ul style="list-style-type: none"> ○新設者で地元雇用者数が 10 人以上見込めかつ環境保全等の適切な措置を取れる者 ※次のいずれかの業種に属する者に限る 〈食料品製造業、化学工業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送機械器具製造業、精密機械器具製造業〉 	<u>融資</u> ○限度額 10 億円 （ただし企業進出に係る設備投資額の 80% 以内の額） ○返済期限 10 年以内
舞鶴市企業立地経営円滑化補助金交付要綱	H28.10	○1 カ月の使用水量が 2 万 m ³ を超える大口需要者として決定された企業	大口需要者に対する水道料金の軽減に加え、さらに 1 カ月の使用水量が 2 万 m ³ を超える月の水道料金の 10% を補助